

## 第40回河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の開催報告

平成25年12月18日（水）に「第40回河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）」を開催しました。

前回の委員会に引き続き、野洲川改修記念公園の審査表をもとに、審査区分B（占用施設の計画と設置理由の検証）、C（占用施設の利用計画と利用者等からの検証）、D（環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証）について「今回審査の判断」の各審査項目について審議しました。すべての審査細目の項目について活発に議論された結果、一部を除き「審査の判断」の文言を仮確定しました。今後「意見書（素案）」についての各委員意見を集約し、次回第41回委員会において意見書の審議を進めます。



また、河川公園の占用工作物に関する軽微な変更については、委員長と副委員長の同意を得た上で委員会に附託せず、河川管理者が占用許可することで、承認されました。

- 開催日時：平成25年12月18日（水）9時30分～12時40分
- 場 所：コミュニティセンターやす2階研修室1.2
- 参加者：委員5名、河川管理者3名、事務局3名、傍聴者5名

### 議事次第

- 1.開会
- 2.議事
  - 1) 第39回委員会活動の整理事項
  - 2) 野洲川改修記念公園の審査表の審議
  - 3) 野洲川改修記念公園の意見書（案）の審議
  - 4) その他
- 3.その他
  - 1) 占用施設の変更に係る河川保全利用委員会の審査について
  - 2) 野洲川河川公園（野州市）の用途変更について
- 4.一般傍聴者からの意見聴取
- 5.委員会の今後のスケジュールについて
- 6.閉会

### 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 第39回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 第39回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・ 平成23年度 野洲川改修記念公園の審査表
- ・ 意見書（素案）
- ・ 意見書のひな型
- ・ 占用施設の変更に係る河川保全利用委員会の審査について
- ・ 質問事項等に関する確認事項
- ・ 野洲川河川公園（野州市）の用途変更について
- ・ 委員会の今後のスケジュール

## 第五期河川保全利用委員会委員

市木敦之（副委員長）  
竹林洋史  
中井克樹  
三田村緒佐武（委員長）  
村上修一  
七里啓史  
桐生のぞみ  
松村順子

立命館大学 理工学部 教授  
京都大学防災研究所 准教授  
琵琶湖博物館 専門学芸員  
滋賀大学 教育学部 教授  
滋賀県立大学 環境科学部 教授  
滋賀県 土木交通部 流域政策局 河川・河港室 室長補佐  
一般公募  
一般公募

## 第40回 河川保全利用委員会における審議内容

| 審査区分     | 各委員のおもな意見                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設の補修・新設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「適宜、補修されている」との判断では、実態と齟齬をきたすので、前回と同じ「資材は必要最小限とは言い難い」の方がよい。</li> <li>・河川への影響はほとんど考えられないので、基本理念を充足している。</li> </ul>                                                                                              |
| 利用状況     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況に至るまでの認知度まで立ち返った調査に関し、文言に「認知度など調査すべきである」などを入れるべきである。</li> <li>・使用状況が審査の判断として、認知度までは求めておらず、判断が恣意的に受け止められる可能性がある。</li> <li>・利用状況に対する審査の意見であり、公園の存在認知まで踏み込むのは難しい。</li> </ul> <p>※文言について次回の委員会までに意見をいただく。</p> |
| 利用者交流    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「まち探検」など学校の地域行事に利用されており、今回審査の判断に盛り込んでもよいのではないか。</li> <li>・「さらに河川敷利用の趣旨に沿った利用」のような抽象的な表現では申請者に理解されないのではないか</li> </ul>                                                                                          |
| 河川愛護保護活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「活動拠点にすべきである」の表現は、言い過ぎではないか。</li> <li>・「河川環境・防災教育のための活動も検討されたい」くらいの表現ではどうか。</li> </ul>                                                                                                                        |
| 環境復元     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「維持管理においても」ではなく「維持管理において、早期復元を見込める構造物にすべきである」の表現の方がよい。</li> </ul>                                                                                                                                             |
| 構造物      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防側帯であるため、「洪水の影響について考える必要がない」といった文言を補った方が分かりやすい。</li> </ul>                                                                                                                                                   |
| 歴史文化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化と河川の利用施設が共存可能かどうかの評価基準を分かりやすくすべき</li> </ul>                                                                                                                                                              |

※「今回審査の判断」の文言は、最終的に表現を統一する。

## 第41回河川保全利用委員会（実施済）

- 開催日時：平成26年1月14日（火）9時30分～  
場 所：栗東市ウイングプラザ 4F研修室
- おもな審議内容：意見書に関する審議

### 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第40号 2014年1月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課  
〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0904 FAX:077-546-6840

ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>

E-mail●[info@biwakokasen.go.jp](mailto:info@biwakokasen.go.jp)

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。